

新型コロナウイルス感染症への対応について

- ・株主総会にご来場いただく株主の皆様におかれましては、**当日の感染状況やご自身の体調をお確かめ**のうえ、**マスクの着用**など感染予防にご配慮ください。
- ・感染予防措置として、受付前でのアルコール消毒や検温等を予定しており、**発熱のある方や体調のすぐれない方**などは、**ご入場を制限させていただきます**場合があります。
- ・会場内は、株主様同士のお席の間隔を広くとらせていただきますので、**ご準備できる席数は50席程度**となる見込です。
そのため、**満席時にはご入場を制限させていただきます**場合があります。
- ・上記のほか、感染予防のための追加措置を講じる場合があります。
- ・今後の感染状況等により、万が一株主総会会場が利用できなくなった場合は、当社本社（本郷センタービル6階）にて正午12時より株主総会を開催させていただきますと予定しております。その際は、当社のウェブサイト (<https://www.irrc.co.jp/ir/>) にてお知らせいたしますので、ご来場いただく株主の皆様におかれましては、**当日必ず当社のウェブサイトをご確認ください**。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

目次

株主の皆様へ	1
第26回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
(添付書類) 事業報告	6
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告	31
株主優待制度のご案内	38

第26回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年9月29日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号
三井住友海上駿河台新館
TKPガーデンシティ御茶ノ水 3階カンファレンスルーム

決議事項

議案 剰余金の処分の件

株主の皆様へ

**株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
ここに第26回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。**

当社グループの第26期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会全体の生活様式や価値観に大きな変化をもたらした1年となりました。このような環境の変化により急激にデジタル化が進む中、当社グループは、2020年4月からスタートした「アイリックDXプロジェクト」の加速を将来に向けた重要課題と位置づけており、PC・スマートフォンなどによるオンライン保険相談や、簡単な質問に答えるだけで自分に合った保険が見つかる「いっきゅうファミリーの保険ロボアドバイザー」、アフターサービスとして、保険証券をスマートフォンで撮影するだけで自動読み取りをしてくれるスマートフォンのアプリケーション「いっきゅうくんのmy（まい）にち」などをリリースしました。今後もスピード感をもって「アイリックDXプロジェクト」を推進し、お客様へ最良のサービスの提供を行ってまいります。



当社グループは第26期から3か年計画「3年後のあるべき姿」をスタートしております。1年目（第26期）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、業績目標が未達となりました。一方で、システム事業の「スマートOCR®」は企業や官公庁からの受注により好調に推移、『保険クリニック®』直営店舗は前期末より8店舗増加（9店出店、1店統合）、FC店舗につきましても他業界からの出店が加速しており、『保険クリニック®』の店舗は合わせて247店舗と大幅に増加いたしました。今後もアフターコロナを見据え、将来に向けた積極的な事業展開を推進してまいります。

今後も第26期に掲げた3か年計画「3年後のあるべき姿」の達成を目指し一層の努力と挑戦を社員一丸となり取り組んでまいります。株主の皆様には、今後も変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社アイリックコーポレーション
代表取締役社長 勝本 竜二

株主総会は、株主の皆様との交流を図るための良い機会ではございますが、株主の皆様の健康が第一であると考えております。株主総会会場での感染防止策を徹底してまいります。株主総会への来場を見合わせ、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権を行使いただく場合

書面による議決権行使



詳細は3ページ

インターネットによる 議決権行使



詳細は3ページ

当日に出席いただく場合

会場でのご出席



詳細は3ページ

証券コード 7325
2021年9月14日

株 主 各 位

東京都文京区本郷二丁目27番20号
株式会社アイリックコーポレーション
代表取締役社長 勝 本 竜 二

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会へのご来場を見合わせ、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

書面又はインターネットにより議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年9月28日（火曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2021年9月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号 三井住友海上駿河台新館 TKPガーデンシティ御茶ノ水 3階カンファレンスルーム (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第26期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第26期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）計算書類報告の件 決議事項 議案 剰余金の処分の件

以 上

■議決権の行使等についてのご案内

3ページから4ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

■インターネットによる開示について

- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」とで構成されております。

■【事業戦略説明会】開催のご案内

本総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、「事業戦略説明会」を開催いたします。「事業戦略説明会」の内容につきましては、後日当社のウェブサイトにて掲載させていただく予定です。ご参加いただけない株主様におかれましては当社のウェブサイトをご覧ください。

当社のウェブサイト <https://www.irrc.co.jp/ir/>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つのいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年9月29日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

場所 東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号
三井住友海上駿河台新館
T K P ガーデンシティ御茶ノ水 3階カンファレンスルーム
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

書面(郵送)により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年9月28日(火曜日) 午後6時到着分まで

インターネットにより議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2021年9月28日(火曜日) 午後6時入力完了分まで

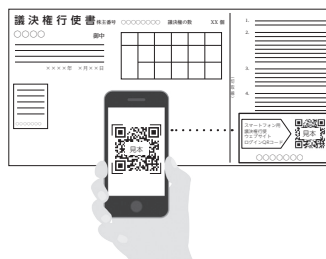
- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。
- ④ 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

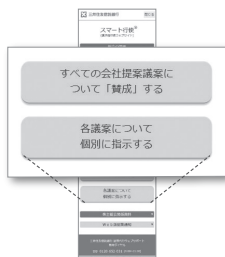
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

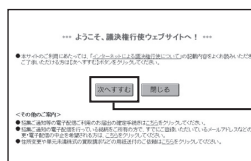
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

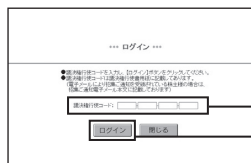
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

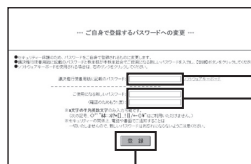
- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考え、財務体質の強化及び将来の事業展開に備えるために必要な内部留保とのバランスを保ちつつ、配当性向30%台を目途として、業績への連動性の高い利益配分を継続的に行うことを基本方針としております。第26期の期末配当につきましては、当社の配当基本方針に基づき、1株につき12円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円
なお、この場合の配当総額は102,451,596円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年9月30日といたしたいと存じます。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2020年7月1日から2021年6月30日まで)におけるわが国経済は、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、一部に持ち直しの兆しが見られるものの、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が断続的に発出されたことを受け、個人消費を中心に弱い動きが続いており、国内外の新型コロナウイルス感染症の動向や金融資本市場の変動の影響も含め、引き続き不透明感の強い状況となっております。

このような外部環境の下、当社は「人と保険の未来をつなぐ～Fintech Innovation～」という企業テーマを掲げ、保険分析・販売支援におけるプラットフォームとしての事業展開を推進しております。また、独自開発した『保険IQシステム®』、『ASシステム』、『AS-BOX』及び『スマートOCR®』を活用し、システムユーザーの更なる拡大を目指しております。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

・保険販売事業

直営店部門は、直営店舗数が前期末より8店舗増加して6月末で52店舗となりました。上期に実施したテレビCMやWeb広告からの電話相談・オンライン相談への積極的な誘導という施策を実施した結果、Webによる予約数は大幅に増加しましたが、断続的に続く緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、既存店の集客が伸び悩みました。

法人営業部門は、税制改正の影響が続いており、前期の売上高を下回る結果となりました。

この結果、同事業の当連結会計年度の売上高は2,759,552千円(前連結会計年度比7.1%増)、セグメント利益は491,680千円(同9.4%減)となりました。

・ソリューション事業

F C部門は、F C店舗数が前期末より14店舗増加して6月末で195店舗となり、Webからの送客も順調に推移した結果、月額利用料および共同募集手数料が大幅に伸びました。引き続き、①新規リクルート活動の強化、②既存代理店への追加出店の提案、③店舗運営指導要員の派遣という施策を実施し、他業界からの新規参入者への支援と取り込みを行っていきます。

A S部門は、第1四半期に大型解約がありました。第4四半期に中堅生保においてA Sシリーズの導入があり、I D数は8,401 I Dと前期比412 I D増加しました。また保険販売に積極的な地方銀行は増加傾向にあり、6月末における銀行の導入は26行となりました。引き続き大手保険会社をはじめとした大型案件は複数継続しており、具体的な導入に向けての検討が進んでおります。今後も全国規模の金融機関や大手保険会社、地方銀行、企業系代理店による新規導入を目指します。

この結果、同事業の当連結会計年度の売上高は1,327,787千円（前連結会計年度比12.9%増）、セグメント利益は376,314千円（同10.8%減）となりました。

・システム事業

子会社である株式会社インフォディオは、株式会社JTBや独立行政法人統計センター、国税庁等から『スマートOCR®』（注）の導入を受注したことにより、売上高が大きく伸長しております。同システムについては引き続き多くの企業や官公庁からお問い合わせを頂いており、今後の当社グループの業績を牽引することが期待できる事業の一つです。

この結果、同事業の当連結会計年度の売上高は551,084千円（前連結会計年度比32.0%増）となりましたが、システム投資に伴う経費増加により、セグメント利益は36,184千円（同24.6%減）となりました。

（注）「スマートOCR®」とは、AI（人工知能）を搭載し、ディープラーニング技術（深層学習、人間が自然に行うタスクをコンピュータに学習させる機械学習の手法の一つ）を活用した、非定型帳票対応の次世代型光学的文字認識システムです。

販売費及び一般管理費につきましては、「3年後のあるべき姿」という3か年計画（詳細は【(4) 対処すべき課題】に記載）の1年目として計画に基づき積極的な先行投資を実施いたしました。上期においてはテレビCMを、通期にわたり積極的な出店を実施し、特に第4四半期で4店出店などアフターコロナに向けて投資を行った結果、人件費や家賃が大幅に増加いたしました。また、システム開発に伴うソフトウェア償却なども嵩み、当連結会計年度の販売費及び一般管理費は3,584,554千円（前連結会計年度比14.6%増）となりました。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高4,638,424千円（前連結会計年度比11.3%増）、営業利益365,837千円（同23.7%減）、経常利益374,214千円（同23.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益233,322千円（同27.8%減）となりました。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度中における設備投資の総額は309,565千円（未実現利益調整後）でありま
す。
当社グループでは、来店型保険ショップ『保険クリニック』の店舗展開や、当社グループの
システムを販売・提供するためにソフトウェア開発（無形固定資産を含む）を中心に設備投資
を実施いたしました。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分		2018年6月期 第23期	2019年6月期 第24期	2020年6月期 第25期	2021年6月期 (当連結会計年度) 第26期
売上高	(千円)	3,093,502	3,870,165	4,169,349	4,638,424
営業利益	(千円)	266,981	563,202	479,241	365,837
経常利益	(千円)	251,122	546,358	488,681	374,214
親会社株主に帰属 する当期純利益	(千円)	174,580	327,201	323,208	233,322
1株当たり当期純利益	(円)	29.41	41.01	37.86	27.33
総資産	(千円)	2,132,273	4,032,258	3,973,470	4,281,158
純資産	(千円)	1,740,092	3,348,062	3,500,450	3,631,149
1株当たり純資産額	(円)	253.71	392.06	409.91	425.23

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。

(注) 2. 当社は、2018年7月10日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、また2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社インフォディオ	100百万円	100.0%	システム事業

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の感染者数は増加傾向にあり、海外経済及び金融資本市場の変動動向に留意が必要ではあるものの、ワクチン接種の促進や政府の各種施策の効果から、オリンピックの終了後はわが国の景気に持ち直しの動きが徐々に強まるものと期待されます。そのような中、当連結会計年度は直営店を9店舗出店（1店舗統合により純増は8店舗）し、アフターコロナに向けて視認性の高い店舗の出店を強化しており、次期（2022年6月期）においても引き続き直営店舗網の拡大を目指すとともに、保険クリニックのブランド力強化を行ってまいります。

当社グループは、企業テーマである「人と保険の未来をつなぐ～Fintech Innovation～」を掲げ、独自開発したサービスの活用や店舗網・システムユーザーの拡大により、保険分析・販売支援におけるプラットフォームとしての事業展開を引き続き推進してまいります。

世界的に進展するフィンテック革命を受けて、お客様及びシステムユーザーに対し、①可視化（“わかりにくい”をわかりやすくする）、②透明性（お客様のご要望から最適な選択を行う）、③標準化（どの店舗でも・どのコンサルタントでも）、④利便性（いつでも・どこでも）を更に向上させるサービスの開発に取り組んでまいります。保険業界という枠組みを超えて、『スマートOCR®』を積極活用し、様々な企業・組織における業務効率化の支援をしていきたいと考えております。

当社グループは、2020年6月30日付けで「3年後のあるべき姿」を策定いたしました。その内容は以下の通りです。

マーケティングからアフターフォローまでデジタル化における一貫したサービス提供

①デジタル技術活用による最良の顧客サービスの永続的提供

- ・『保険IQシステム®』のスマホ対応等、どこでも『保険クリニック®』のサービス提供を可能に。
- ・チャットボット・ロボアドを活用し、24時間保険相談を可能に。
- ・マイページの一般消費者への開放と既契約者への保険フォルダやセカンドオピニオンサービスの提供。
- ・顧客管理システムの整備及び全システムとの連携によるCRMの確立。

②『保険クリニック®』認知度向上

- ・テレビコマーシャルを中心に、SNSの活用及びハンディング・イベントの実施。
- ・直営店・FC店の集客増加に伴う、出店促進。
- ・オンライン保険相談の受け入れ数拡大。

③生産性向上

- ・主要プロセスのDX化における効率アップ。

また、この3か年については、1年目（2021年6月期）及び2年目（2022年6月期）を「投資・準備期間」、3年目（2023年6月期）を「成長の年」と位置付けており、2022年6月期は「投資・準備期間」の2年目として、積極的なシステム投資や店舗網の拡大、広告宣伝活動を引き続き行っていきたいと考えております。

(5) 主要な事業内容（2021年6月30日現在）

事業区分	事業内容
保険販売事業	個人及び法人向けの保険販売
ソリューション事業	保険代理店やその他保険販売会社に対する保険ソリューションの提供
システム事業	システム開発及び機能強化

(6) 主要な営業所（2021年6月30日現在）

① 当社

本社	東京都文京区本郷二丁目27番20号
保険クリニック直営店	北海道 3店舗 石川県 1店舗 栃木県 1店舗 埼玉県 6店舗 東京都 20店舗 神奈川県 11店舗 千葉県 5店舗 静岡県 1店舗 兵庫県 1店舗 大阪府 3店舗

② 子会社

株式会社インフォディオ	東京都文京区本郷二丁目27番20号
-------------	-------------------

(7) 使用人の状況 (2021年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
保険販売事業	192 (41) 名	24名増 (5名増)
ソリューション事業	47 (12)	11名増 (5名増)
システム事業	43 (0)	12名増 (-)
全社 (共通)	54 (4)	7名減 (1名増)
合計	336 (57)	40名増 (11名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む）は、最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、非営業部門に所属しているものであります。
3. 使用人数が前連結会計年度末に比べて40名増加しましたのは業容拡大によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
293 (57) 名	28名増 (11名増)	40歳7ヶ月	5年8ヶ月

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む）は、最近1年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年6月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年6月30日現在)

① 発行可能株式総数	20,000,000株
② 発行済株式の総数	8,538,000株
③ 株主数	5,675名
④ 大株主(上位10名)	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
Nihon IFA Partners Ltd.	2,423,040株	28.38%
勝 本 竜 二	1,528,900	17.90
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	566,960	6.64
ネ オ フ ァ ー ス ト 生 命 保 険 株 式 会 社	566,800	6.63
F W D 富 士 生 命 保 険 株 式 会 社	220,000	2.57
勝 本 伸 弘	209,100	2.44
半 澤 勝 広	200,500	2.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 □)	147,600	1.72
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 □)	90,000	1.05
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (証 券 投 資 信 託 □)	77,200	0.90

(注) 持株比率は自己株式367株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況

第 7 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日	2012年7月13日
新 株 予 約 権 の 数	850個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 170,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新株予約権の払込金額	827円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額)	新株予約権1個当たり 83,000円 (1株当たり 415円)
権 利 行 使 期 間	2012年8月15日から 2022年8月14日まで
行 使 の 条 件	(注) 2
保 有 状 況	取締役1名(社外取締役を除く) 700個 監査役1名50個 (注) 3 当社使用人1名100個 (注) 4

- (注) 1. 2018年7月10日及び2019年4月1日付で行った株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. ①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において、以下に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、権利行使価額の90%に相当する価格にて、行使期間満了日までに残存するすべての新株予約権を行使しなければならないものとする。
- (a) 権利行使価額に50%を乗じた価格を下回る価格を払込金額とする当社普通株式にかかる募集株式の発行が行われた場合(ただし、払込金額が会社法第199条第3項もしくは同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除くものとする。)

(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、権利行使価額に50%を乗じた価格を下回る価格による当社普通株式の売買その他の対価を必要とする取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除くものとする。）

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）ならびに類似会社比較法の方法により評価された株式評価額が権利行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回った場合

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されている場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が権利行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回った場合

②新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

③新株予約権者は、本新株予約権を放棄することができないものとする。

④新株予約権の発行決議日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

a. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

b. 当社が当社普通株式につき時価を下回る金額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合は除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

c. 新株予約権の行使条件 a. に該当し、新株予約権を行使する場合は、行使価額の90%の価額を行使価額とするものとする。

d. 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 監査役1名に新株予約権を付与しておりますが、当該監査役は2014年9月26日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって辞任しております。

4. 上記のうち当社使用人1名に付与している新株予約権は、取締役在任中に付与されたものであります。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	勝 本 竜 二	株式会社インフォディオ 取締役
取締役副社長	半 澤 勝 広	営業本部長
取 締 役	大 森 学	常務執行役員兼 営業本部長代理兼法人事業部長
取 締 役	勝 本 伸 弘	システム本部長兼システム部長 株式会社インフォディオ 代表取締役社長
取 締 役	戸 谷 元 彦	管理本部長
取 締 役	建 部 賢 二 郎	営業本部営業企画管掌兼ソリューション事業部長兼エー ジェントソリューション部長
取 締 役	相 原 尚 昭	管理本部長代理兼経営企画室長
取 締 役	富 山 昇 司	営業本部営業推進管掌兼保険クリニック直営事業部長
取 締 役	清 水 照 雄	有限会社ティーエスプランニング 代表取締役社長 株式会社シグマクシス 顧問
常 勤 監 査 役	青 島 一 哲	株式会社インフォディオ 監査役
監 査 役	鈴 木 康 之	弁護士法人鈴木康之法律事務所 代表
監 査 役	池 田 勉	赤坂有限責任監査法人 代表社員 赤坂税理士法人 代表社員

- (注) 1. 取締役清水照雄氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役青島一哲氏、監査役鈴木康之氏及び池田勉氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役池田勉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社である株式会社インフォディオの取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し、被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等を填補することとしております。

なお、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。当該保険契約は2021年9月に更新を予定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月15日開始の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、各取締役の職責や役位に応じて支給する「固定報酬」と、会社の業績に応じて支給する「業績連動報酬」で構成し、社外取締役の報酬については、その役割と独立性の確保の観点から「固定報酬」のみとする。

b.固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の固定報酬は月例の固定報酬とし、職責に応じて当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

c.業績連動報酬の内容及び額又は、数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または、条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、単年度の業績達成を強く動機づける為、連結経常利益予算の達成を基準とする事を基本方針とする。期初に設定した連結経常利益予算をもとに設定し

た目標値を達成した場合、毎年一定の時期に、年間固定報酬の10%を支給し、以降達成度合いに応じて20%を上限に支給する。

d.固定報酬、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、業績連動報酬は、期初に設定した連結経常利益予算をもとに設定した目標値の達成を条件としている為、年度によりばらつきがあるものの、年間固定報酬の20%を支給した場合、総報酬額の割合は、固定報酬約83%、業績連動報酬約17%程度となる。

e.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

社外監査役を議長とし、代表取締役、社外取締役で構成する報酬会議を設置し、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で報酬の決定方針、報酬額の決定を行い、取締役会にて報告する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			固定報酬	業績連動報酬
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (1)	219,840千円 (6,000千円)	219,840千円 (6,000千円)	- (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	13,048千円 (13,048千円)	13,048千円 (13,048千円)	- (-)
合 計 (うち社外役員)	12 (4)	232,888千円 (19,048千円)	232,888千円 (19,048千円)	- (-)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2017年9月28日開催の第22回定時株主総会において年額500,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2008年2月25日開催の臨時株主総会において年額120,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 当事業年度における業績連動報酬にかかる経営指標は、連結経常利益予想(460,000千円から500,000千円)の上限である500,000千円に対し、連結経常利益530,000千円を業績目標(業績連動報酬支給後、連結経常利益予想の上限である500,000千円を下回らない額)とし、業績目標達成を支給条件としておりましたが、連結経常利益実績が374,214千円となり業績目標未達となったため支給しておりません。

5. 取締役会は、社外監査役を議長とし、代表取締役、社外取締役の計3名で構成する報酬会議に、各取締役の個人別固定報酬額及び業績連動報酬の支給の有無について決定を一任しております。委任した理由は、社外取締役、社外監査役が過半を占める報酬会議に委任する事により、客観性や透明性を確保できると判断したからです。

<報酬会議の構成> 議長 青島一哲 独立社外監査役
議員 勝本竜二 代表取締役
議員 清水照雄 独立社外取締役

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	他の法人等の重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
社外取締役	清水 照 雄	有限会社ティーエスプランニング 代表 取締役社長 株式会社シングマクス 顧問	記載すべき関係はありません。
社外監査役	青 島 一 哲	株式会社インフォディオ 監査役	当社子会社
社外監査役	鈴 木 康 之	弁護士法人鈴木康之法律事務所 代表	記載すべき関係はありません。
社外監査役	池 田 勉	赤坂有限責任監査法人 代表社員 赤坂税理士法人 代表社員	記載すべき関係はありません。

ロ. 社外役員が当社の親会社等または子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

八. 当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 清水照雄	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席しており、取締役会において、長年にわたる豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。</p> <p>当社業績や中期経営計画等に関し、徹底した分析と中長期的視点から発言を行うなど、適切に役割を果たしております。</p>
社外監査役 青島一哲	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席しており、監査役会13回のすべてに出席しております。出席した取締役会及び監査役会において、業務内容の豊富な知識と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。</p>
社外監査役 鈴木康之	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席しており、監査役会13回のすべてに出席しております。出席した取締役会及び監査役会において、主に企業法務に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。</p>
社外監査役 池田勉	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席しており、監査役会13回のすべてに出席しております。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。</p>

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の清水照雄氏、社外監査役の鈴木康之氏及び池田勉氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低限度額を限度としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

当社は、有限責任あずさ監査法人より収益認識に関する会計基準に関する助言業務等を受けております。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、23,000千円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況**(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要**

当社は、経営の透明化の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築する事を重要な経営課題と位置付けております。当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、取締役会決議により、以下のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正性を確保するための体制の整備・運用をしております。

1. 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制
 - ①当社は、倫理・法令遵守を企業の社会的責任であると位置付けております。当社の企業理念、経営ビジョンの推進に努め、取締役ならびに全使用人が日々実践していく事で、業務遂行上における倫理・法令ならびに定款の遵守を徹底いたします。
 - ②当社及び当社子会社の取締役の業務執行が、法令・定款・規程に違反する事なく適正に行われている事を確認するため、監査役による監査を完遂します。
 - ③代表取締役の直轄機関として内部監査室が内部監査を所管し、監査役会との連携のもとで年間計画に基づき定期的に監査業務を行い、各部門及び子会社が法令・定款・規程と照合し適切かつ円滑に職務執行がされている事を確認の上、代表取締役に報告すると共に、適切かつ有効な指導を行う事とします。
 - ④法令・定款・規程の違反行為等の早期発見・是正を目的として、「公益通報者保護規程」に基づき社内通報制度の継続運用を行い、コンプライアンス経営の強化を図ると共に、通報した人が不利益を受けない事を保証いたします。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社における取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、取締役会議事録を作成の上で、「文書管理規程」に基づき適切に整理・保管・管理を行います。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①当社は、適切なリスク管理を行うため、「リスク管理会議規程」を整備し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定めます。
 - ②リスク管理体制の構築により、会社に重大な影響を与える事態の発生防止に努めると共に不測の事態が生じた場合は、損害・影響額を最小限にとどめ、事業の継続を確保するための体制を整備します。
 - ③当社子会社においても、その規模、特性等を踏まえ、当社の規程その他の体制に準じた規程等を制定し、損失の危険等の管理にかかる体制を整備します。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制
 - ①当社は、毎月1回開催する定時取締役会の他に、必要に応じて臨時取締役会を開催し重要事項の決定及び取締役の執行状況の監督を行います。

- ②業務執行を効率的に行うため戦略会議を取締役会前に開催し、業務執行に関する一部の事項について決定を行っております。
- ③当社子会社においても、取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うと共に業務執行上の重要課題について報告・検討を行います。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業績等について報告を義務づけており、当社子会社に対する適切な経営管理を行う事とします。
- ②当社は当社子会社における重要事項を戦略会議で報告、又は「取締役会規程」「職務権限規程」に基づき、当社の取締役会において決議もしくは、報告を行う事と定めており、当該会議及び規程の運用によって適切な経営管理を行います。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役は必要に応じて補助すべき使用人を置く事ができます。
7. 監査役を補助する使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役の職務を補助するスタッフは、その期間中指示に関して、取締役の指揮命令を受けないものとし、当該使用人に対する指示の実効性を確保します。
8. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ①当社取締役は、「取締役会規程」の定めに従い、当社及び当社子会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明します。
- ②当社及び当社子会社の取締役及び使用人が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告するものとし、
- ③監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して随時その報告を求める事ができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行うものとし、

9. 監査役に報告を行った者が当該報告を行った事を理由として不利な取扱を受けない事を確保するための体制
当社は、監査役に対して報告を行った者に対し、当該報告を行った事を理由として不利な取扱を行う事を禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底します。
10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は監査役が、その職務執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。
11. その他監査役職務の執行が実効的に行われる事を確保するための体制
監査の実効性を確保するため、監査役が取締役、使用人、内部監査室及び会計監査人との間で積極的な意見・情報の交換をできるようにするための体制及び必要に応じ弁護士、公認会計士等の助言を受ける事ができる体制を整備します。
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
①当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、その排除に努めると共に毅然とした姿勢で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たない方針を堅持します。
②反社会的勢力に対応する部門及び対応マニュアルを設置し、引き続き社内体制の整備強化、及び関係行政機関や外部専門機関等と緊密な連携を図り、速やかに対応します。
13. 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制
①当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため財務・会計に係る諸規程を整備すると共に、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓蒙を行う事により、財務報告に係る内部統制の充実を図ります。
②当社及び当社子会社ならびにその監査役、内部監査室、及び各部門は連携してその体制の整備・運用状況を継続的に評価し、是正・改善の必要があるときはその対策を講じます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

内部統制システムの運用状況の概要

当社では、上記基本方針に基づく内部統制システムの整備について、各部門において定期的に点検を行い、その結果を各会議を通じて取締役会に報告する事により、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

- ①当社は、業務の適正を確保するために「企業理念」「経営ビジョン」を定めると共に、規程やマニュアルを整備し、周知徹底を図っております。
- ②コンプライアンス及びリスク管理に関する取組として、戦略会議を通してリスクに関する情報共有を図っております。また、業務管理室を中心にコンプライアンスに関する研修を実施しました。
内部通報制度「公益通報者保護規程」につきましては、通報窓口を設置し、継続的に運用すると共に、その状況について代表取締役である社長ならびに監査役へ報告しております。
反社会的勢力への対応については、契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取組を継続して実施しております。
- ③監査を支える体制においては、監査役と代表取締役の会合及び経理、総務、内部監査等のスタッフとの会合を定期的実施すると共に、常勤監査役が戦略会議など重要な会議に出席しております。

4 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	2,776,101
現金及び預金	2,071,714
売掛金	564,264
その他の	140,995
貸倒引当金	△873
固 定 資 産	1,505,057
有 形 固 定 資 産	291,831
建物附属設備	372,127
減価償却累計額	△152,795
減損損失累計額	△19,236
建物附属設備(純額)	200,096
車両運搬具	10,053
減価償却累計額	△6,933
車両運搬具(純額)	3,120
工具、器具及び備品	182,575
減価償却累計額	△104,499
減損損失累計額	△1,194
工具、器具及び備品(純額)	76,881
リース資産	21,529
減価償却累計額	△9,796
リース資産(純額)	11,733
無 形 固 定 資 産	580,776
のれん	78,126
ソフトウェア	389,243
ソフトウェア仮勘定	36,985
その他	76,421
投資その他の資産	632,448
投資有価証券	101,027
保証金	377,582
繰延税金資産	50,599
その他	103,240
資 産 合 計	4,281,158

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	631,397
買掛金	54,822
未払金	178,731
未払費用	49,994
未払法人税等	77,400
解約調整引当金	21,452
株主優待引当金	19,808
その他の引当金	3,459
その他の	225,728
固 定 負 債	18,611
長期未払金	2,037
その他の	16,573
負 債 合 計	650,008
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	3,630,446
資本金	1,319,154
資本剰余金	1,262,230
利益剰余金	1,049,453
自己株式	△391
新株予約権	702
純 資 産 合 計	3,631,149
負 債 純 資 産 合 計	4,281,158

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,638,424
売上原価	680,991
売上総利益	3,957,432
約引調整引当金繰入額	7,040
差引売上総利益	3,950,392
販売費及び一般管理費	3,584,554
営業利益	365,837
営業外収入	275
受取利息	275
受取賃借料	23,106
受取金収入	1,050
その他	1,470
営業外費用	141
支払利息	141
支払賃借料	17,356
その他	26
経常利益	374,214
特別利益	289
固定資産売却益	289
特別損失	2,841
固定資産除却損失	2,841
減損損失	10,664
税金等調整前当期純利益	360,999
法人税、住民税及び事業税	130,610
法人税等調整額	△2,934
当期純利益	233,322
親会社株主に帰属する当期純利益	233,322

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

計算書類

貸借対照表 (2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	2,511,203
現金及び預金	1,918,152
売掛金	465,415
前払費用	86,982
未収入金	36,668
その他の	3,985
固定資産	1,500,359
有形固定資産	231,239
建物附属設備	358,277
減価償却累計額	△148,565
減損損失累計額	△19,236
建物附属設備(純額)	190,476
車両運搬具	10,053
減価償却累計額	△6,933
車両運搬具(純額)	3,120
工具、器具及び備品	109,889
減価償却累計額	△82,786
減損損失累計額	△1,194
工具、器具及び備品(純額)	25,909
リース資産	21,529
減価償却累計額	△9,796
リース資産(純額)	11,733
無形固定資産	557,682
のれん	78,126
ソフトウェア	403,135
その他	76,421
投資その他の資産	711,437
関係会社株式	101,208
投資有価証券	101,027
長期前払費用	30,502
保証金	377,582
繰延税金資産	28,380
その他	72,737
資産合計	4,011,563

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	492,909
買掛金	13,667
未払金	161,911
未払費用	44,042
未払消費税等	64,784
未払法人税等	75,700
解約調整引当金	21,452
株主優待引当金	19,808
その他の引当金	3,459
その他	88,083
固定負債	18,611
長期未払金	2,037
その他	16,573
負債合計	511,520
(純資産の部)	
株主資本	3,499,340
資本金	1,319,154
資本剰余金	1,262,230
資本準備金	1,127,362
その他資本剰余金	134,868
利益剰余金	918,347
その他利益剰余金	918,347
繰越利益剰余金	918,347
自己株式	△391
新株予約権	702
純資産合計	3,500,042
負債純資産合計	4,011,563

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額										
売	上		4,102,522										
売	上		276,005										
売	上		3,826,517										
解	約	調整引当金繰入額	7,040										
差	引	売上総利益	3,819,477										
販	売	費及び一般管理費	3,491,955										
営	業	利	327,521										
営	業	外	収										
	受	取	利	息	24								
	有	価	証	券	利	息	250						
	受	取	賃	貸	料	40,734							
	助	成	金	収	入	400							
	そ		の		他	1,470							
	営	業	外	費	用								
	支	払	利	息	141								
	賃	貸	収	入	原	価	33,645						
	そ		の		他	26							
	経	常	利	益		336,586							
	特	別	利	益									
	固	定	資	産	売	却	益	289					
	特	別	損	失									
	固	定	資	産	除	却	損	2,372					
	減	損	損	失		13,037							
	税	引	前	当	期	純	利	益	323,839				
	法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	122,205
	法	人	税	等	調	整	額	△2,674					
	当	期	純	利	益			204,307					

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月27日

株式会社アイリックコーポレーション
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永峯 輝一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷川 陽子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイリックコーポレーションの2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイリックコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月27日

株式会社アイリックコーポレーション
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永峯 輝一 ㊦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷川 陽子 ㊦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイリックコーポレーションの2020年7月1日から2021年6月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年9月1日

株式会社アイリックコーポレーション
監査役会

常勤監査役 青島一哲 ㊟

監査役 鈴木康之 ㊟

監査役 池田 勉 ㊟

監査役 青島一哲、鈴木康之及び池田勉は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主優待制度のご案内

株主優待制度「アイリックコーポレーション・プレミアム優待倶楽部」



<https://irrc.premium-yutaiclub.jp/>

当社では、本優待制度開始を起算日として毎年6月末日の株主名簿に記載又は記録された当社株式を1単元（100株）以上保有する株主様に対し、以下のご所有株式数に応じて株主優待ポイントを進呈しております。

また、パソコンやスマートフォンから、株主優待制度「アイリックコーポレーション・プレミアム優待倶楽部」の2,000点以上の優待商品の中から株主優待ポイントに応じた商品へ交換いただけます。

株主優待ポイント表

保有株式数	進呈ポイント数	
	今回が初回となる株主様	今回が2回目以降となる株主様
100株～199株	3,000ポイント	3,000ポイント
200株～499株	4,000ポイント	4,000ポイント
500株～999株	5,000ポイント	5,000ポイント
1,000株～2,999株	10,000ポイント	10,000ポイント
3,000株～4,999株	15,000ポイント	20,000ポイント
5,000株以上	20,000ポイント	30,000ポイント

※優待ポイントは次年度の6月末日において、株主名簿に同一株主番号で連続2回以上記載又は登録されている場合に限り繰越すことが可能です（1回のみ）。6月末日の権利確定日までに売却やご本人様以外への名義変更及び相続等により株主番号が変更された場合、当該ポイントは失効となり繰越はできませんので十分にご注意ください。

交換商品例



「WILLsCoin」について



アイリックコーポレーション・プレミアム優待倶楽部では、株主優待ポイントを共通株主優待コイン「WILLsCoin」と交換することができます。この「WILLsCoin」は個人株主向け会員制サイト「プレミアム優待倶楽部 PORTAL」にて優待商品と交換することができます。また、株主優待ポイントを「WILLsCoin」と交換することでポイントの合算や有効期限の延長ができます。

株主総会会場ご案内図



会場

東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号
三井住友海上駿河台新館
TKPガーデンシティ御茶ノ水
3階カンファレンスルーム
電話 03-5283-6211

交通

- 東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 / 東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 / 都営新宿線 小川町 (東京都) 駅
B3b出口 直結
- JR中央線 / JR総武線 御茶ノ水駅
聖橋出口 徒歩4分
- 東京メトロ丸ノ内線 御茶ノ水駅
1出口 徒歩6分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

